郵政民営化委員会(第60回)議事要旨

日時:平成22年10月8日(金) 9:00 ~ 11:00

場所:内閣府本府5階特別会議室

(委員4名出席)

- 〇 前回の委員会(8月19日開催、第59回)において、ゆうパック遅配事故に対する郵便 事業株式会社法第12条第2項に基づく総務省の業務改善命令書の記述中、「宅配便の統 合計画は、前経営陣の下、日本郵政株式会社が主導的に進めたものであるが」という部分 を記載した理由について質問が委員からあったことに対し、総務省より回答。それによる と、指摘の記述は、宅配便の統合に向けたこれまでの経緯を事実として記載したものであ るが、今回の遅配事故の責任は現経営陣にあることを明確化させる目的で記述したという ことであり、了承された。
- 郵政民営化の現状及び政府が保有する日本郵政の株式売却の凍結決定などに関して、全国銀行協会、社団法人生命保険協会、在日米国商工会議所、欧州ビジネス協会の4団体からヒアリングを実施した。各団体からは新しい郵政改革法案が検討されていることや政府による株式売却の凍結が長期化することに対し、総じて強い懸念が示された。

これに対する委員からの主な質疑応答内容は以下の通り。

<全国銀行協会>

- ・ 官営ならユニバーサルサービス、民営なら民間金融機関並みのガバナンス体制とあるが、 全銀協はどちらの方向性を要望しているのか。民営化を一層進めよということか。
 - (←「現在は民間金融機関だけで基本的なユニバーサルサービスは提供できていると考えている。銀行界として官・民いずれが望ましいということはなく、どちらがよいかという以前にゆうちょは規模を縮小すべき」との回答あり。)
- 現行の銀行持株会社には兼業禁止規定があるが、日本郵政が銀行を傘下に置きつつ非金融事業会社も持つのであれば、銀行も同じ取扱いにすべきという要望はあるか。
 - (←「リスクの遮断や金融システムの脆弱化回避の観点からは、一般事業に係る他業禁止規定は必要だ。」との回答あり。)
- ・ ユーザーの中には、ゆうちょの方が利便性が高いと感じている人も多いのではないか。 それを、規制で縮小させることをどう考えるのか?
 - (←「個人の流動性預金と定期・定額預金の比率を見ると、ゆうちょ銀行は定期・定額預金の比率が高く、利便性より暗黙の政府保証の効果の方が大きいことを示している」との回答あり。)

<生命保険協会>

- 一連の保険金不払問題と金融庁からの行政処分を受けて態勢立て直しを図って来ていると思うが、かんぽでも同じような問題が起きていると思うか。
 - (←「品質向上については前向きに捉えて取り組むことが大事」との回答あり。)
- 金融庁の検査・監督は民間とイコール・フッティングだと思うか。

- (←「かんぽ生命における情報の把握が先である」との回答あり。)
- がん保険や第三分野の保険商品をかんぽが取り扱うことについてどう思うか。
 - (←「民間の保険業界に極めて大きな影響を及ぼす可能性があると考えている」との回答あり。)
- ・ 金額が高額で顧客とコミュニケートしながら商品を設計するタイプの商品をかんぽが 取り扱う場合は、保険の引受審査態勢だけでなく募集態勢についても厳格な規制か内部 管理態勢が必要になると考えられるか。
 - (←「そう考える」との回答あり。)

< 在日米国商工会議所・欧州ビジネス協会>

- 金融庁と総務省の共管であることが、何故不公平・不平等なのか。
 - (←「金融検査が緩くなるなど、二重管理ではなく実態は半分管理になっているからだ」との回答あり。)
- 金融検査の一部緩和は小規模郵便局に限定されるのではないか。
 - (←「現に小規模とは言えないような郵便局に対しても緩いと感じている」との回答あり。)
- ・ WTO違反懸念について、日本人一般には事の重大性が理解されていないように思うが どうか。
 - (←「日本は貿易大国であり、その経済規模に相応した国際貿易制度の遵守が必要。 米国大使とEU大使が連名で日本政府の代表に意見を言うのは極めてイレギュラーな ことであるという認識が、外務省の役人には乏しいのではないか」との回答あり。)
- ・ EMSがユニバーサルサービスといえるかどうかについての懸念は、民営化が新しい改 革法で変わることによって増大することはあるのか。
 - (←「グループ内の他の事業部門からEMSが内部補助を受ける可能性が高まることを懸念している」との回答あり。)
- ・ 米国オバマ政権は、WTOや国際的な約束の違反に対しては、従来より厳しく追及する 姿勢だと思うか。
 - (←「我々は政府代表ではないが、現在の米国の経済社会情勢を考えるとそういった側面はあるだろう」との回答あり。)
- 〇 なお、次回の委員会(第61回)は11月2日(火曜日)に開催予定。
- (注)以上は速報のため事後修正の可能性があることに御留意下さい。また、詳細については 追って公表される議事録をご覧下さい。